I. 本指針の位置付けについて

【指針本文】

I. 本指針の位置付け

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(以下「品確法」という。)第22条の規定に基づき、品確法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者(以下「発注者」という。)を支援するために定めるものである。各発注者等が、品確法第7条に規定する「発注者等の責務」等を踏まえて、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

令和元年6月に品確法が改正され、災害時の緊急対応の強化や働き方改革への対応、ICT※の活用等による生産性向上の取組、調査・設計の品質確保等に関する規定が盛り込まれたことから、本指針の見直しを行った。

※ Information and Communication Technology の略

各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等に加えて、令和元年の改正内容を踏まえ、以下の3点を中心に記載内容の充実や追記を図っている。

- ①公共工事の品質確保のため、公共工事(以下「工事」という。)に加え、工事に関する測量、調査(地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計(以下、「業務」という。)に関し、発注関係事務の適切な実施、入札契約方式の選択・活用に関する事項の追記
- ②全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化に関する事項の追記
- ③工事の目的物について、発注者又は管理者としての国、特殊法人等及び地方公共 団体について維持管理の適切な実施に関する内容の充実

なお、国は、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査し、結果をとりまとめて公表する。本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

【解 説】

〇 公共工事の品質確保の促進に関する法律

現在及び将来のインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年6月14日に公布・施行された。

(本法の概要については、運用指針の概要及び策定経緯 I.(1)品確法改正の概要 P.4 を参照。)

〇 基本理念 1)

同法の基本理念は、品確法第3条において、以下のとおり定められている。

【品確法第3条に規定される基本理念】

(基本理念)

- 第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。
- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等(工事及び調査等をいう。以下同じ。)の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを 有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることに より、将来にわたり確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質は、公共工事等の発注者(以下単に「発注者」という。)の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。
- 5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な 意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握 され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。
- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排

(参考法令等)

i)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、品確法) 第3条(基本理念)

除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者(以下単に「受注者」という。)としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

- 10 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案(公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。)及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。
- 12 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

〇 公共工事 () (() (()

本指針における公共工事及び公共工事に関する調査等については、関係法令において以下のとおり定められている。

【品確法第2条に規定される公共工事】

(定義)

- 第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律(平成十二年法律第百二十七号)第二条第二項に規定する公共工事をいう。
- 2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「調査等」という。)をいう。

【入札契約適正化法第2条に規定される公共工事】

(定義)

- 第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号 の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であって政令で定めるものをいう。
 - 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。
 - 二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設 工事(建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二条第一項 に規定する建設工事をいう。

次項において同じ。) の発注を行う法人であること。

2 この法律において<u>「公共工事」</u>とは、<u>国、特殊法人等</u>又は<u>地方公共団体が発注する建設工事</u>をいう。

【入札契約適正化法施行令第1条に規定される特殊法人等】

(特殊法人等の範囲)

- 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項の政令で定める法 人は、次のとおりとする。
 - 一 首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会
 - 二削除
 - 三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構
- 出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」

O 発注者を支援するために定める ^Ⅳ

国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、発注関係事務の適切な実施係る制度の運用に関する指針(運用指針)を定めることについて、品確法第22条において、以下のとおり定められている。

【品確法第22条に規定される運用指針】

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、 民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及 び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定 めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

(参考法令等)

- i)品確法 第2条(定義)
- ii)「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、入札契約適正化法) 第2条(定義)
- iii)「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」 第1条(特殊法人等の範囲)
- iv) 品確法 第22条(発注関係事務の運用に関する指針)
- v) 品確法 第7条 (発注者の責務)

〇 同法第7条に規定する「発注者の責務」 (1)

各発注者は、基本理念にのっとり、品確法に規定されている発注関係事務を適切に実施しなければならないことについて、同法第7条において、以下のとおり定められている。

【品確法第7条に規定される発注者の責務】

(発注者の責務)

- 第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。
- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
- 三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、 工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費(財政法(昭和二十二年法律第三十 四号)第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 号)第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。)又は財政法第十 五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為 の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等 の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。
- 六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等 に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により 工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。
- 七 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件又

- は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。
- 八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の 活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技 術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよ う努めること。
- 九 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する よう努めること。
- 2 発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における 自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の 標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他 の必要な措置を講じなければならない。
- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。
- 4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。
- 5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、 当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

〇 発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査 ¹⁾

国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、 その結果をとりまとめ、公表することについて、基本方針において、以下のとおり定められている。

【基本方針に規定される定期的な調査の実施】

第2 11 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策の策定及びその実施に当たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、法第3条の基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の体制等に鑑み、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。

(参考法令等)

- i) 品確法 第7条(発注者の責務)
- ii)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針) 第2 11 施策の進め方

このため、国は、法第3条の基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者 その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する 国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が 適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するもの とする。

各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

さらには、社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体制の強化を図るものとする。

国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めるものとする。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じないよう、必要な支援を行うものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

I	- 9	